

第六章 変法期における学会・報刊・学堂の意義

第一節 概 観

本節においては、変法期における学会・報刊・学堂の意義について概観して行く。

まず、その年代的、地理的拡大について考察して行く。

変法期の学会・報刊・学堂としては、最初、光緒21年9月に北京に北京強学会が設立され、9月には、上海に上海強学会が設立され、その機関紙として、北京強学会では、『中外紀聞』が、上海強学会では、『強学報』が発行され、さらに、学堂が加えられることになり、その組織内容が充実発展し、年代的にも地理的にも拡充して行くこととなった。

また、内容的には、すでに見たように、教育、学問的組織、啓蒙的組織、時事的政治的組織として充実発展し、変法運動に接続しい行った。

変法運動への接続としては、まず、変法論が唱えられて行くこととなった。洋務論も変法論も共に改革論であり、独立富強の中国をめざすものであるが、両者の相違は、前者が議会制度などについても紹介してきたが、どちらかといえば、軍備を重視し、外国の機器の取り入れ、中体西用論を唱えたのに対して、後者は内政を重視し、政治の革新、制度の改革を唱え、附会説を取ったところに見られる。

変法論は、改革論ではあるが、清朝支配体制の肯定、君民合治、漢滿不分がその前提にあり、排滿思想が弱かった。この事は、後に滅滿興漢を唱える革命派と対立するものとなり、変法派の中にも変法派を断念して、章炳麟などのように革命派に移る者も出て来る結果となった。

ついで、康有為を最初として変法運動が開始されて行くこととなり、それは、学会・報刊・学堂の設立運動と深くかかわり、その発展と大きな相関関係があり、この運動に関係したのは、康有為、梁啓超、譚嗣同などであるので、彼らの運動についても、簡見して行く。

第二節 年代的地理的拡大

まず、学会、報刊、学堂の年代的地理的一覧表を示しておく。^①

① 以上の表は、不十分であったといえ、同表の変法派を中心とする組織が近代資本主義産業を興し、同利をもち、外国の利益に対抗しようとした所にあると考えられる。

すなわち、ここに洋務運動期に中心となった地方大臣による企業の新設とは異なる、民間の資本主義による近代資本主義産業の開始と、民権ブルジョア階級の出現が見られるといえるだろう。

ありて

② 変法運動のもっとも全国的な性格に於いて、諸省各々中心となつて、北京、上海、漢口、重慶、長沙、

学会、報館、學堂の年代的地理的一覽表

地域年代	直隸		江蘇		湖北	福建	四川	陝西	廣西	澳門	新加坡	橫濱	計
	北京	天津	上海	蘇州									
光緒 19					湖北自強學堂								1
光緒 21	北京強學會 中外紀聞	直報 天津中西學堂	上海強學會 強學報										3
光緒 22	(官書局)		農學會										4
	通芸學堂		時務報 蘇報										
光緒 22 / 23	八旗奉直學堂									廣仁學堂 大同學堂 厚生學社	實力學堂		13
光緒 23	知恥學會 經濟學會		東文學社 算學會 戒烟片煙會 醫學善會 大同識書局 蒙學公會 識書公會 女學會	測量學會 蘇學會	質學會	不纏足會				聖學會	不纏足會		24

年代	直隸		江蘇		湖南	廣東	浙江	湖北	福建	四川	陝西	廣西	澳門	新加坡	橫濱	計
	北京	天津	上海	江蘇												
前頁 続き	保川 学会	会			郴州 学会											20
光緒 24	閩 学会	会			法律 学会											
	蜀 学会	会			任学 会											
					学戰 会											
					延年 会											
					勵志 学会											
					同心 学会											
					校 経											
	蜀 学報		求我 報	無錫 白話報		廣 智報										11
			格致 新報													
			青 年報													
			時務 日報													
			中外 日報													
			東亞 報													
			昌言 報													
			工商 學報													
	京師 大學堂		東文 學社		靖州 算學 堂	廣 州 時敏 學堂	浙 江 杭 州 學 館	農 學 堂								9
			中國 女學 堂		實 學 堂			農 工 學 堂								
	自 立 會				湖 南 課 吏 館											
光緒 26																
計	18	3	35	5	31	8	3	5	1	1	2	3	3	2		1

註：年代、地域とも確定できるものを表示した。

まず、年代的拡大を見て行く。

光緒19年には、西学的な学堂である湖北自強学堂が設立されさせている。

光緒21年には、康有為は、7月に北京に強学会を設立し、さらに、9月には、上海に強学会の分会を設立し、それを全国にひろめようとした。また、同年、康有為は弟の康広仁と広東に不纏足会を設立している。

同年、報刊が3設立され、北京強学会の機関誌として、『中外紀聞』が、上海強学会の機関紙として、『強学報』が設立された。その外、この年は、報刊としては、時事的な『直報』が発行された。

同年、学堂としては、西学、中学的な学堂である天津中西学堂が設立されている。

以上から見れば、光緒21年には、変法運動に接続して行く、北京強学会、上海強学会とその機関紙と不纏足会、また、時事的な『直報』、西学中学的な天津中西学堂の7つが設立されている。

22年には、学会としては、僅かに上海に農学会が設立された。北京強学会は官書局に改められた。上海強学会は、時事的な内容を持った『時務報』に改められ、また、その他の報刊としては、『蘇報』が発行された。

学堂としては、西学的な通芸学堂が設立されている。

以上、22年中には、農学会、北京強学会が改められた官書局、上海強学会が改められた『時務報』と時事的な『蘇報』、西学的な通芸学堂の5つが設立された。

光緒22年から23年にかけては、西学的な学堂としては、算芸学堂、東文学社（広東）が設立され、西学、中学的な学堂としては、紹興中西学堂が、中学的な学堂としては、校経学堂が設立されている。中学的西学的な学堂としては、湖南致用学堂がある。その他、内容の不明な学堂としては、孫業小学堂、広仁学堂、湖南明達学堂、八旗奉直学堂、大同学堂、実力学堂、厚生学社が設立されており、合計13、設立されている。

23年には、学会としては、西学的な学会として、算学会（湖南）、輿地学会、方言学会、測量学会、算学会（上海）、医学善会、大同訳書局、蒙学公会、経済学会、訳書公会、西学会、女学会などがあり、12以上ある。

中学的西学的な学会は、蘇学会、聖学会、質学会など3以上がある。啓蒙的な学会は、不纏足会（上海、湖南、福建、シンガポール）、戒鴉片煙会など5以上ある。

政治的な学会は、湘学会、知恥学会、南学会、粵学会の4以上であった。この時期の学会は、穏健な学問的学会、啓蒙的な学会が大部分であったことが知られる。

ついで、報刊では、20が設立されているが、西学的な報刊としては、『訳書公会報』、『通学報』、『新学報』、『集成報』、『算学報』、『農学報』、『実学報』、『蒙学報』、『演義報』の9、中学的西学的報刊としては『質学報』がある。

時事的な報刊としては、『知新報』、『国聞報』、『渝報』、『萃報』の4つがある。また、時事的西学的報刊としては、『経世報』、『求是報』、『湘報』、『湘学報』の4つがある。時事的中学的西学的な報刊

としては、『広仁報』があった。性格不明のものは、『蘇海滙報』の1つがある。

同年、学堂としては、西学的な学堂として劉陽算学館、南洋公学が、西学的中学的学堂として、江南儲才学堂、湖南時務学堂が設立されている。中学、西学的な学堂として、日本横浜中国大同学堂が、実学的学堂として勵学齋が設立されている。

以上から見る限り光緒23年は、学会としては、西学的なものが12、中学的・西学的なものが3、啓蒙的な学会が5、政治的な学会が4の合計24が設立されている。

この時期、報刊は、20設立されており、西学的なものが9、中学・西学的学館が1、時事的なものが5、時事的・西学的報刊が4、時事的・中学的報刊が1ある。

学堂は、西学ならびに西学、中学的学堂が5、中学ならびに中学、西学的学堂が1計6設立されており、学会、報刊、学堂合計で50設立されているのが知られる。

光緒23年から24年の間に設立された学会は、啓蒙的な学会としては、群学会、西学的な学会としては、地学公会、中学・西学的な学会としては、味経学会、公理学会、性格の不明なものとしては、顕学会の5がある。

光緒24年に設立された、学会、報刊、学堂は以下の通りである。

まず、学会から見て行くが、この時期に設立された学会は、20あるが、そのうち変法実施までに設立された学会は10あり、変法実施後にも10あった。

変法実施前の学会は、政治的な学会としては、南学会分会、陝学会、保国会、保浙会、保滇会、保川会の6があり、啓蒙は学会としては、群萌学会の1、西学的学会としては、湖南致用学会、郴州学会の2、中学、西学的学会としては、湖南明達学会1がある。

変法実施以後に設立された学会は、10あり、政治的な学会は、閩学会、蜀学会、関学会の3であり、啓蒙的学会には、延年会、同心会、勵志学会の3であり、西学的学会は、法律学会、学戦会の2であり、中学的・西学的学会は、校経学会、任学会の2である。

ついで、この年に設立された報刊は、11あり、変法実施前は6あり、時事的・政治的なものは、『時務日報』の1である。西学的なものは、『格致新報』の1、時事的・西学的な報刊は、『蜀学报』の1、時事的・中学的な報刊は、『無錫日話報』の1である。また啓蒙的な報刊は、『求我報』、『青年』の2である。

変法実施後設立された報刊は5で、時事的な報刊としては、『中外日報』、『昌言報』、『広智報』の3であり、西学的な報刊は、『工商学报』の1であり、時事的・西学的なものは、『東亜報』の1がある。

学堂としては、西学的な学堂として、湖南靖州算学学堂、浙江杭州蚕学館、農学堂、農工学堂、広州時敏学堂の5が設立されている。西学的・中学的な学堂としては、東文学社（上海）、京師大学堂、中国女学堂、実学堂、湖南課吏館の5、計10の学堂が設立されている。

光緒24年に設立された、学会、報刊、学堂は、合計で40である。

最後に、学会、報刊、学堂の年代的拡大をまとめて置く。

最後に、学会、報刊、学堂の年代的拡大をまとめて置く。

以上から見る限り、学会の設立を年代的に見た場合、光緒23、4年にピークが見られ、その役割は、変法鼓吹することにあつたことがうかがわれる。

ついで、報刊の設立を年代的に見た場合、光緒23、24年の変法実施前がピークになっており、報刊の役割としては、変法実施に至る、変法思想の宣伝に大きな働きがあつたと考えられる。

さらに、学堂の設立を見た場合、光緒22年から24年の変法実施以前に多くの成立しており、変法実施のための人材養成に一定の役割を果したといえるであろう。

ついで、地理的拡大について考察して行く。

光緒19年には、湖北に湖北自強学堂が設立され、光緒21年には、学会としては、北京に北京強学会が、上海に上海強学会、広東に不纏足会が設立された。報刊としては、北京に『中外紀聞』、天津に『直報』、江蘇に『強学報』ができた。学堂としては、天津に中西学堂が設立されている。

以上をまとめれば、光緒21年には、直隸に4、江蘇に2、広東1であり、3地域に7つの学会、報刊、学堂が設立されている。

光緒22年には、学会としては、上海に農学会が設立されている。報刊としては、上海に、『時務報』、『蘇報』が設立され、学堂としては北京に通芸学堂が設立されている。

以上、光緒22年には、上海に3、直隸に1の学会、報刊、学堂が設立され、2地域に4である。

光緒22年から23年にかけては、学堂としては、北京に八旗奉直学堂、上海に東文学社、湖南に算芸学堂、明達学堂、校経学堂、致用学堂、広東に孫業小学堂、浙江に紹興中西学堂、東文学社、広西に広仁学堂、澳門に大同学堂、厚生学社、新加波に実力量堂が設立されている。

以上をまとめれば、光緒22年から23年にかけては、学堂としては、北京に1、上海に1、湖南に4、広東に2、浙江に1、広西に1、澳門に2、新加波に1設立されており、8地域に13設立されたことになる。

光緒23年には、学会としては、北京に知恥学会、経済学会、西学会、粵学会の4、江蘇に測量学会、蘇学会、算学会、不纏足会、戒鴉片煙会、医学善会、大同訳書局、蒙学公会、訳農公会、女学会の10、湖南に方言学会、算学会、輿地学会、不纏足会、湘学会、南学会の6、湖北に質学会、福建に不纏足会、広西に聖学会、新加波に不纏足会が設立されている。

報刊としては、天津に『国聞報』、四川に『渝報』、湖北に『質学報』、湖南に『湘学報』、『湘報』、上海に『通学報』、『農学報』、『新学報』、『集成報』、『算学報』、『实学報』、『萃報』、『求是報』、『蒙学報』、『演義報』、『訳書公会報』、『蘇海滙報』の12、浙江に『経世報』、広西に『広仁報』、澳門に『知新報』が設立された。

学堂としては、陝西に励学斎、江蘇に江南儲才学堂、南洋公学2が、湖南に湖南時務学堂、瀏陽算学館の2が、横浜に日本横浜中国大同学校が設立されている。

以上、光緒23年に学会、報刊、学堂は、直隸に5、江蘇に24、湖北に2、湖南に10、福建に1、広

立されている。

光緒23年から24年にかけては、学会では、陝西の味経学会、湖南の地学公会、公理学会、広東の顕学会、羣学会、公理会が設立された。

以上、光緒23年から24年に設立されたものは、広東3、湖南2、陝西1であり、3地域に6設立されている。

光緒24年には、学会としては、直隸に陝学会、保国会、保漢会、保浙会、保川会、関学会、閩学会、蜀学会の8が、湖南に南学分会、羣萌学会、致用学会、明達学会、郴州学会、法律学会、任学会、学戦会、延年会、勵志学会、同心会、校経会の12が設立されている。

報刊としては、直隸に『蜀学报』が、江蘇に『無錫自話報』、『求我報』、『格致新報』、『青年』、『時務日報』、『中外日報』、『東亜報』、『昌言報』、『工商学报』の9が、広東に『広智報』が設立されている。

学堂としては、北京に京師大学堂、江蘇に中国女学堂が、湖北に農学堂、農工学堂の2、湖南に靖州算学学堂、実学堂、湖南課史館の3が、浙江に浙江杭州蚕学館が、広東に広州時敏学堂が設立されている。

以上、光緒24年には、学会、報刊、学堂が直隸に10、湖南に15、江蘇に10、広東に2、湖北に2、浙江に1設立されており、6地域に40である。

ついで、地域別に、学会、報刊、学堂の設立数をまとめて置く。

江蘇40、湖南31、直隸18、広東8、湖北5、広西3、浙江3、澳門3、陝西2、四川1、新加坡2、福建1、横浜1で、計13地域に120設立されていることになる。

最後に、これから考えられることを述べて置く。まず、地理的には最初1地域であったものが、12地域に拡大したということである。ついで、地理的には江蘇省と湖南省と直隸省にかたよりが見られるということである。

それぞれの地域に設立された学会、報刊、学堂の性格を考察しておけば、江蘇省にできたものは、西学的・啓蒙的・時事的なものであった。上海を中心に西欧の影響が強かったことが考えられる。

湖南省にできたものは、西学的・啓蒙的・時事的・政治的である。変法運動が唯一土着化した湖南省では、西欧の文化を取り入れて変法自強を実施しようとした息込みが伺われる。

直隸省にできたものは、政治的・時事的・西学的である。矢張り、官僚が多くおり、政治改革が重要視されたと思われる。

さらに、年代的地理的に見た場合、学会、報刊、学堂が最も多くの地域に設立されるのは、変法前の光緒22年から23年にかけてであり、12地域に、60が設立されており、ドイツの膠州湾占領などにより、変法の必要性が、各地においてたかまったことが考えられる。

ついで、光緒24年には、6地域、40であり、その必然性と、それにとまなう実施が考えられる。

第三節 変法運動への接続

変法期の学会、報刊、学堂の設立は、やがて変法運動へと接続して行くこととなる。

すでに概観したように、改革論としての変法論が、まず唱えられ、それが康有為を最初とする変法運動の開始へと発展して行くが、その間において、康有為等によって、学会、報刊、学堂が設立されて行ったのであり、変法運動と学会、報刊、学堂の設立は、密接不可分の大きな相関関係があった。

本節においては、光緒10年代に始まる、変法論について、張自牧、湯震、陳虬、鄭観応、康有為、譚嗣同等についてまず、略述して行く。

ついで、康有為、梁啓超、譚嗣同の変法運動について、略述して行く。

まず、変法論であるが、光緒10年代の前半には、張自牧が議會制度に触れ、民気が通じて人心が等しくなるものと見ている。^①

ついで10年代の後半湯震は、その著『危言』の冒頭において「……今日の言葉はまた広くなくてはならない^②……」と述べ言路の陝隘を打開しようとしているが、その他彼の考えをまとめれば、明治維新に見習うために議會制度を取り入れ、さらに軍機処の改革、遷都の要を説いている。また西学について述べ、西学は中国の学より出たものであり、中学は道、西学は器であると説いている。

同じく10年代の後半、湯震に前後して変法論を展開したのは、陳虬である。光緒19年出版された彼の著書に『治平通議』があり、その中に治平三議・経世博議・救世要議・東遊条議・塾盧文略などの全8巻が収められている。

この中で最初に書かれたのは、治平三議であるが、それに宗法議、封建議、大一統議が含まれている。まず宗法議では、朝廷が宗子を中心として上意下達することが考えられており、ついで封建議では、国などを復活し君主の独裁を排して三公の意見をはじめとして衆議によって政治を行うことが述べられており、最後に大一統議においては、大同世界の一構造が述べられている。

光緒16年、彼は山東巡撫張曜に東遊条議と言われる改革案を提出している。その第一条、初設議院以通下情には「……虬は、欧米富強の道は、議政院で、上下の情を通ずることにあると謂う。……」^③と述べられており、欧米の富強の道が議院において上下の情が通じ合う所にあると彼が考えていたことが知られる。また第2条では、人材を収めることが述べられている。^④

また経世博議では一院制の議院が述べられている。さらに救世要議では、「……県は各々議院を設け、大事は集議して行く……^⑤」と述べられており、州県にも議院を設け、討議して事を進めようとしていることが知られ、以上の二著を通して制度の改革の一環としての議會制度の変通が彼の改革論の重要な要素となっていることがわかる。

また、陳虬の学問論は、西洋の声名文物と諸子とを結合させているが、まだ洋務的な内容に留まっていた。洋務論の払拭された変法論が現れるのは、日清戦争後である。

鄭観応は、陳虬の著述に前後して光緒19年『盛世危言』を書いている。その議院上の項目で、彼は、

「……議院は、政事を公議する院であり、衆思を集め、衆益を広め、人を用いて、政治を行い公法に至るのは、誠に良い意であり誠に美しい……」^⑥とも「……公法をかりて、大局を維持しようと思うなら、まず、議院を設立して民心を固めるべきである……」^⑦とも述べており、欧米では、議院が政事を公議する場であり、衆思を集め衆益を広めることが考えられており、万国公法を籍りて大局を維持しようとするならば、まず議院を設けて民心を固める必要が説かれている。

また、鄭観応は商人出身であり、上海の商人層のグループに所属して女学堂の成立にも協力した。

鄭観応の場合は今までの論者の様に官僚の出身ではなく、彼自身新興庶民の立場に立ち、広く民間からの選挙を説き、外交と議院を重視し、ここに始めて議会制度が軌道に乗ったと言える。また鄭観応の西学のうち天文、地学は洋務的であり、人学（言語・文学）は洋務的、変法的であり、その西学観は器に道を寓するものであり、洋務論が道と器を対立させ、変法論が道と器との合一をはかったのに対し、彼の論は、両者の媒介をなすものと考えられる。

つぎに鄭観応と前後して活躍した陳熾の改革論について見て行く。彼は「……西洋が長している所の政、中国が長している所の教、すなわち道と器はそれぞれ備えて強に用いる……」^⑧といい、西洋においては政が長じていること、中国においては教が長じていることを共に認め、内政を重視して、道すなわち中国の教学と器すなわち西政との兼備を説きさらに器を「理」、「原」と見て器に道を寓して、古を稽える復古と西洋を師とする維新を唱えた。陳熾の論は、まさしく変法論と言えるであろうし、道器合一の康有為の変法論の前提となるものであった。しかし彼の西学はほとんど洋務的な考え方に留まっているといわざるを得ない。

康有為になって、変法論は、道と器の合一を唱えるに至った。康有為によれば、西洋の致強は、経義の精に暗合し、経義を媒介として、西洋と周又は堯舜三代の復古と範を西洋に取る維新が完成し、ここに君権をもって法を変ずる立憲政体の樹立が意図されたのである。

梁啓超も『清代學術概論』の中で「康有為の言う改制とは、一種の政治革命、社会改造の意味である。ゆえに、好んで『三統を通ず』と言ったが、三統とは、夏・殷・周三代が、それぞれ異なっていて、時代にしたがって踏襲し、あるいは改革すべきことを言うのである。好んで『三世を張る』と言ったのは、三世は、拋乱（みだれた）の世・升平（やや治まった）の世、太平の世と、改革すればするほど進化することを言ったのである。康有為の政治上における『変法維新』の主張は、じつにこれにもとづくのである」^⑨と言っている。

すなわち康有為は、ピーター大帝の心を心法として、明治の政を政法として変法を行なおうとしたのである。1897年（光緒23年）の第5上書において、彼は、変法の順序を、明治維新に習って、富国を謀り、国是を定め、群才を集め、庶政を講ずることとしている。また、翌年の第6上書においても明治維新に習って、国是を定め、上書処を設け、制度局を開くことを上奏し、その中でも制度局が変法において最も重要なものであるとしている。さらに日本の明治維新を見習うために光緒24年5月には、日本の政治書の翻訳を唱えた。

康有為の弟子梁啓超は、彼の著した『西学書目表（附録西学書法）』、『西学叢書』をとうして西学の前提となる西政の存在と西学をもとにした制度の改革の重要性を指摘した。

梁啓超は、自らの行動を評価して、「みづから『変法通議』を著わして、弊政を批判し、これが救済策としては、けっきょく科挙を廃止し、学校を興すべきであることを主張した。またつねに『民権論』を唱えたが、ただその端著を紹介しただけで、公言はしなかった」^⑩と『清代學術概論』に述べているが、ここでは、科挙制の改革と学校制度の改制、それにもとづく民権論の発展を意図していたことが知られる。

最後に康有為の弟子である譚嗣同について、触れて置きたい。

譚嗣同は、湖南省瀏陽県の大紳の家庭に生まれ、日清戦争頃までは、普通の読書人のように科挙に及第しようとして、考拠詞章の学を学んでいたが、日清戦争を境として、科挙のための学問を捨て、変法のための実学を学ぶようになった。特に王船山の「無其器則無其道」^⑪を変法の根本とし、「道は必ず器によって、実用を有するのであり、空漠無物の中でなければ、いわゆる道はない」^⑫と述べ、器（西学）が体であり、道（中学）が用であると考えに至った。彼の考えは、康有為の道器合一論を更に越え、従来の道器論と全く逆の立場を取るようになった。

譚嗣同の出身に対して范文瀾は次のように言っている。即ち「譚嗣同系は開明的な富商から転化して資本家となった者達を代表しており、彼等は、官僚や文士の風習に比較的染まっておらず、鉅務の開弁に着手して迅速に大利を獲得しようとしており、だから思想上にあっては、康有系に比べてラディカルである」^⑬というのである。また譚嗣同の変法思想については、「日清戦争によって、譚嗣同が刺激され発憤して新学を提唱した。当時の広南製造局訳の自然科学書、広学会訳の外国歴史や政治及びキリスト教神学により、新知識を身につけ、更に、古い儒学、老荘学、仏学を加える事によって、変法の理論体系を構成し、維新運動時期の第一流の思想家になった」^⑭と述べている。

すなわち彼の友人には、梁啓超、夏曾佑などがおり、梁啓超を通して康有為の学問特に公羊学、大同説に触れた。また宣教師ジョン・フライヤーの影響を受けキリスト教や格致に対する関心を深めた。さらに彼は居士楊文会とも出会い、仏教の教えを受け、仏教を中心として公羊学派である康有為の太平、大同説やキリスト教、格致（自然科学）を変革の思想とし、中国のみならず世界の人を救おうとしたのであった。その場合、救人の根本は政治の改革に置かれたのであった。

譚嗣同は、満人が中国を盗む者であると述べており、^⑮また下関条約により台湾を失なったことに対してはいたく悲憤している。^⑯統治形式については、康有為が君民同治を主としているのに対して譚嗣同は民主を主としている。

すなわち1896年に書かれた譚嗣同の著『仁学』に「生民の初め、もともといわゆる君臣はなく、皆民であった。民が治めることができず、治める時間もないので、共に一民を挙げて君主とした」^⑰とも「日中に共にこれを挙げ、夕方に共にこれを廃す、君という者は民のために事を弁ずる者である」^⑱とも述べられており、もともと君臣の別はなく君は民のために民の中から選ばれたものであり、

それを廃してもかまわないし、君たる者は、民のために問題を解決すべき者であると考えていることが知られる。

また彼は、『仁学』において、利祿、考拠、詩章の学、君権、倫常、天、仏法などの網羅を衝決することを述べているが、小野川氏も「網羅を衝決するとは、網の目を突き破り、道德、政治を問わず、あらゆる拘束を打破することであって、仁学の根本思想である」¹⁹と述べておられる。

また、守旧派に対しては康有為は妥協的であるが、譚嗣同は闘争的であるとして、范文瀾はあらまし次のように言っている。すなわち譚嗣同は康有為の所から出て湖南の維新運動にあつて、極左の一派をなしたが、決して改良主義を出ることはできなかったし、満州統治を憎んではいたが反満の決心には欠けており、改良主義はどんなにラディカルになっても総体としては軟弱であったとしている。²⁰

以上から変法運動で最もラディカルであったのは、譚嗣同であったが、彼も改良主義の限界を超え得なかったことが知られる。

ついで、康有為に始まる変法運動の展開の実態について簡単に触れて置く。変法運動は、学会、学堂、報刊の設立との相関関係の面から把握することができると思うが、これらに非常に大きく関係したのが、これら述べようとする康有為、梁啓超、譚嗣同である。

まず康有為から述べて行く。康有為はすでに、1888年（光緒14年）に第1回の上書を書き、変法を説いている。ついで、1895年（光緒21年）に著名な挙人1,300人余による公車上書を行い「拒和、遷都、変法」を要望したが、途中で阻まれ光緒帝まで達しなかった。しかしこれを通して康有為の政治運動は全国的なものとなった。ついで同年に出された第3上書は上聞に達した。その後まもなく彼は工部主事となったが、第4上書は却下され、彼は方向を多角化して学会の創設を行うことになる。

まず1895年（光緒21年）7月と9月に宣教師の影響を受けて北京と上海に強学会²¹を設立するが弾劾され、禁止されている。その後もいくつかの学会を設立したが、1896年（光緒23年）11月ドイツの膠州湾占領が起きると康有為は、『日本変政考』・『俄大彼得得変政記』などを皇帝に上呈し、第5・第6・第7の上書を出し、翌年3月には保国会を組織している。

ついで、4月に光緒帝が、変法国是²²の詔を出すに及んで、彼は総署章京上行走に任ぜられ、積極的に戊戌変法の実施に当たったが、やがて政変により、日本に亡命して、変法運動は、一応終結を見ることがとなった。

康有為の弟子梁啓超は一時ティモシー＝リチャードの秘書となり、北京強学会、上海強学会に参加し、それが弾劾されると、上海強学会の後身、『時務報』の発行に当り、積極的に啓蒙活動を続け、光緒23年には、湖南省の時務学堂の総教習に任ぜられ、譚嗣同、唐才常と南学会を創設し、湖南の変法運動に大きく寄与した。変法国是の後、4品卿軍機章京上行走に任ぜられ変法²³の実施に当たったが、やがて政変により康有為と共に日本に亡命した。梁啓超の友人である譚嗣同は、湖南省に算学格致館の開設や、礦山開発の意図を持ち、梁啓超や、唐才常と共に南学会を創設し、湖南変法運動を積極的に遂行した。変法国是の後に、梁啓超と同様に、4品卿軍機章京上行走に任ぜられ、変法実施に当っ

たが、政変の時、自らすすんで縛につき「各国の変法は流血によって成されないものはない。今日中国ではまだ、変法のために流血した者を聞いていない。この国の昌んでない理由である。ここに自分がいる。嗣同から始めてほしい」²⁴と行って処刑された。

今まで、清末変法論の概観、清末変法運動の展開について述べて来たが、最後にそれらをまとめて置きたい。

まず、清末変法論の概観においては、洋務論から変法論を経て革命論に言及した。すなわち洋務論も変法論も共に改革論であるが、前者が軍備を重視し、外国の機器を取り入れ中体西用論を唱えたのに対し後者は、内政を重視し、政治の革新、制度の改革を唱えるもので前者に比べて一歩進んでいた。しかし、その思想は、清朝支配体制の肯定、君民合治、漢滿不分が前提であったので、滅満興漢を唱える革命派と対立し、革命派にとって代わられた。

つぎに清末変法論の展開についてまとめて置く。張自牧も湯震も議会制について述べているが、湯震は中学を道とし西学を器としている。陳虬もまた議院について述べているが制度の改革にも目をつけていることにより変法論の最初と見做される。彼の学問論は、洋務的な内容を持っていた。

鄭観応は、民間人としての最初の変法論者であり、議院により民心を固めることを述べており、彼によって議会制度が軌道に乗ったと言える。彼の西学観は器に道を寓するものであり、道と器を対立させる洋務論と道器を合一させる変法論の媒介をなすものであった。

陳熾は、西洋の長ずる政を経書に附会させて肯定している。すなわち内政を重視して、道（中学）と器（西政）の兼備さらには、器に道を寓して、古を稽える復古と西洋を師とする維新を唱えた。これは道器合一の康有為の変法論の前提となるものであった。しかし彼の西学はまだ洋務的であった。

康有為に至って道と器の合一が唱えられ、経義を媒介として、西洋と周又は堯舜三代が結合され、堯舜三代の復古と範を西洋に取る維新が完成し、君權変法の立憲政体が意図された。彼はまたピーター大帝の心を心法として、明治維新に習って国是を定め、上書処を設け、制度局を開くことを上奏しており、中でも制度の改革の中心となる制度局を重視した。

梁啓超は変法の本源を官制と学校と見て居り、西学の前提となる西政の存在と西学をもとにした制度の改革を述べている。すなわち科挙制の改革と学校制度の改制それにもとづく民権論の発展を意図した。

譚嗣同は、器（西学）が体であり、道（中学）が用であるとして従来の道器論と逆の立場をとった。彼は仏教、公洋学派の大同説、キリスト教、格致などにより、変革の思想を創出し、君權主義を攻撃し、変法派の中では最もラディカルな考えをもっていた。

最後に清末変法運動の展開についてまとめておけば、康有為は、上書運動のみならず、学会学堂を設立し、戊戌の新政に参加した。梁啓超は康有為の弟子となり、リチャードの秘書ともなって変法思想を身につけ、学会、学堂、新聞社を設立し、湖南省の変法運動にも寄与し、戊戌の新政に参加した。

譚嗣同は、資本主義的な企業を意図し、学会、学堂、新聞社設立に努力し、戊戌の新政に参加した。

第四節 ま と め

第六章では、まず、第一節で、年代的・地理的拡大、変法運動への接続について概観した。

第二節では、まず、年代的拡大について考察した。年代的発展としては、光緒19年には1つの学堂が生まれ、光緒21年には、学会、報刊、学堂は7となり、光緒22年には5、光緒22-23年にかけては、13、光緒23年、即ち戊戌変法の実施1年前には、50の学会、報館、学堂が生まれ、ピークとなった。光緒23-24年にかけては、6、光緒24年には、40が設立されている。

学会の設立については、光緒23年、近年にピークが見られ、変法鼓吹に一定の役割を果たした。報館や学堂では、光緒23、24年の変法実施以前にピークが見られ、前者では、変法思想の宣伝、後者は、変法との人材の育成に一定の役割を果たした。と考えられる。

以上、年代的には、変法1年前にピークを迎えたことが知られる。

ついで、地理的拡大については、光緒19年には、湖北に1つ生まれ、光緒21年には、2省に拡大し、光緒22年は2省、光緒22-23年は8地域に拡大し、光緒23年には、12地域に拡大し、ピークを迎えた。光緒23-24年には、3省、光緒24年には6省になった。

以上から、地理的には光緒23年の12地域がピークであることがわかる。その理由は、変法の必要性が各地でたかまったと考えられる。

地理的に学会、報館、学堂の設立状況を見ると、江蘇省40、湖南省31、直隸20、広東8となっている。

江蘇省に学会等が多いのは、上海は外国に開かれており、宣教師なども多かったことが考えられる。

湖南省は、変法運動が、北京、上海以外の地方において唯一土着化した所で、多いのも当然と思われる。

北京は、首都であり、役人も多く、変法運動の一つの中心となっていた。

最後に、年代的・地理的にも光緒23年にピークを迎えている。

第三節では、まず張自牧、湯震、陳虬、鄭観応、康有為、梁啓超、譚嗣同の変法論について述べた。ここでは、議会制度が取り上げられ、康有為に至って、明治維新に見習って国是が定められて行くことである。

変法運動では、康有為、梁啓超、譚嗣同共、学会、報館、学堂の設立に尽力している。そして、これらの設立運動が変法運動へと連携して行くことになる。

学会、報館、学堂の意義の一つとして、それらの年代的地理的拡大により、変法思想が普及され、変法体制が準備されたと考えられる。

結 論

まず、序論から第六章までを総括して、変法期における学会、報刊、学堂の役割を明らかにし、ついで、今後の展望をして置く。

序論においては、変法期における学会、報刊、学堂の研究をすることにより、変法運動を解明し、究極的に中国近代史を解明する意図を明らかにした。

第一章においては、学会については、その性格として、政治的・啓蒙的・西学的・儒学的な性格が抽出されたが、学会、報刊、学堂から抽出された性格は、学会の性格を含みつつも、さらに広い意味が見られる。

すなわち、政治的なものは、時事的政治的となり、啓蒙的なものは、その内容が多岐にわたり、西学的・儒学的なものは、それを含んで、教育、学問的に内容が拡大されている。また、これらの学会、報刊、学堂の設立運動が、変法運動を経ての戊戌変法に連らなって行った。その結果、中国の近代化に一定の役割を果たした。

さて、これらの学会、報刊、学堂の設立運動が、北京、上海、湖南などの変法運動を惹起し、それを背景として、光緒帝のいわゆる「明定国是」が行われ、変法派の人たちが、登用され、戊戌の六君子を中心として、戊戌変法に参加することとなるが、このことは、すでに別の論文で述べた。^①

そして、西太后の訓政により、光緒帝以下の戊戌の六君子を含む、変法派の官僚達が弾圧されることとなった。しかし、中国近代史の中で、変法運動を位置づける時、北京大学の創設や時務学堂の参加者の中に、自立軍起義を経て、革命運動参加者が出たこと、『時務報』を魯迅、毛沢東、林語堂等が読んでいたことなどを合わせ考えると確かに一定の役割を果たしたと言えるであろう。

第二章においては、教育・学問的組織としての学会、報刊、学堂について検討した。すでに見たように第一節では、全体的な概観を行い、第二節では、西学の受容を通して、中国を近代化し、独立富強の国家たらしめんとした組織を解明した。

そのため、学会としては、農学会を取り上げたが、欧米、日本風の近代的農法、養蚕、牧畜などを中国に取り入れ、中国を独立富強の国としようとしたことを明らかにすることができた。報刊としては、『農学报』と『格致新報』を取り上げたが、前者では、欧米、日本風の近代的な農業、養蚕、牧畜などを中国に取り入れ、中国近代化として、独立富強の国としようとしていたことを解明した。後者では、中国人に自然科学の学問と教育を通して、人材を養成し、中国の近代化に役立てようとしていたことが明らかになった。

学堂としては、時務学堂と京師大学堂を取り上げた。前者は、中学を基本に洋学を学ばせるものであり、直接的には、湖南省で近代的・民権的な教育で官吏を養成しようとしたものであり、自立軍起義を通して、中国の近代化、辛亥革命に一定の役割を果たしたと考えられる。

後者は、国家有用の官吏の養成により、中国の近代化に積極的に役立たせようとしたものであり、正式に発足するのは、光緒32年（1906年）であるが、時代の変わり目ごとにそのあり方が注目されている。

第三節では、女子教育の一環である中国女学堂を取り上げた。その意図は、儒教を遵守する女子教育を行い、中国の女性の権利を自覚させ、人材養成を富国強兵の一環としようとしたものであった。

第四節では、蒙学公会、『蒙学報』を取り上げた。前者では、教育者養成による人材の育成が考えられている。後者では、総合的・近代的な教育の雑誌として、変法運動のみならず、中国の近代の教育の進歩にも影響を果たしていると考えられる。

第五節では、実学的教育の組織として、杭州蚕学館を取り上げた。蚕学館は、戊戌政変後も存続し、杭州や浙江、福建などの蚕業の発展に寄与し、中国の近代化と富強に一定の役割を果たしたと考えられる。

第六節では、中式的西学的組織の聖学会を取り上げた。その意義は、人材の育成により、広西省の近代化に一定の役割を果たしたと考えられる。

第三章では、啓蒙的組織を取り上げた。第一節の概観について、第二節では、戒鴉片煙会が人体を大切にす啓蒙的な役割と労働力を確保し、中国の富強策に寄与するような経済的な側面をも持っていたことを明らかにした。

第三節では、女性のための啓蒙的な組織である不纏足会を取り上げ、女性解放と労働力の確保による中国の近代化、独立富強を意図していたことを明らかにした。

第四章では、時事的政治的組織を取り上げた。まず、第一節の概観について、第二節第一項では、北京強学会について検討した。北京強学会は、諸学会、報刊、学堂の先駆をなすものであり、変法を意図し、政治的・啓蒙的、学問的性格を包含し、後に北京大学に併合され、変法運動ならびに、中国の近代化に大きな役割を果たしたと考えられる。

第二項では、上海強学会を考察したが、この学会は、変法自強を意図し、志士の集中、人材の養成を行い、『時務報』となり、中国の近代化に一定の役割を果たしたと考えられる。

第三項では、上海強学会の機関紙『強学報』を考察した。その意図は、変法の鼓吹により、近代的な国家を作ろうとした所にあったと考えられる。

第四項では、南学会について考察したが、湖南省変法運動の中心的役割を果たした。湖南省は、変法運動が、北京、上海を除き、地方において、唯一土着化した所であり、中国の近代化にも一定の役割を果たしたと思われる。

第五項では、『時務報』について考察したが、その意図は、変法の鼓吹にあり、中国最初の近代的雑誌となり、魯迅、毛沢東、林語堂にも影響を与えた。

第六項では、『湘報』を考察した。その意義は、変法鼓吹による、湖南省ならびに中国の近代化に一定の役割を果たしたと考えられる。

第七項では、『国聞報』について考察した。その意義としては、国内の上下の情を通じ、内外の国交を通じて、各人が主体的、合理的に中国を亡びから救い、立憲君主制を行うことが唱かれ、当時の中国人に大きな啓蒙的な役割を果たしたと考えられる。

第八項では、湖南課吏館について考察した。その意義は、変法思想の普及を背景とした、実学の研修により官吏の再教育にあり、変法思想が根づいた湖南省独自の機関であった。梁啓超は、中国南部が分割された時、貴族院にしようとした。

第三節では、外国侵略に反対する政治組織として、保国会について考察した。その意義は、ドイツの膠州湾占領後、中国分割の危機の中で、強学会の再生として、国土を保存しようとした所であり、中国最初の地主の圧力政治団体であるとも考えられている。

第五章では、変法期の社会経済的背景について考察し、湖南省における、近代資本主義産業の意図と実施を解明した。

第六章では、第二節で、年代的拡大について明らかにし、年代的には変法一年前に、ピークを迎え、学会、報刊、学堂が戊戌変法を惹起するのにあずかって力があつたことを解明した。また、地理的には、開港地上海を含む江蘇省、変法運動が唯一土着した湖南省、首都であり、変法運動の中心となった直隸にかたよりが見られ、いずれも、変法一年前にピークを迎え、変法運動を惹起するのにあずかって力があつたといえる。

第三節では、変法運動の展開過程を変法論から学会、報刊、学堂の設立運動、戊戌変法への流れとして把握できた。

以上を通して、学会、報刊、学堂の設立運動が、変法運動を通して、戊戌変法を惹起する契機となったこと、究極的には、中国の近代化にあずかって力があつたことを明らかにした。^①

以上が、本論文のまとめであるが、以下の展望が可能であると思われる。すなわち、すでに考察したように、このように展開した学会、報刊、学堂の設立運動は、光緒帝の戊戌変法の実施に結実して行ったが、やがて西太后の訓政によって、挫折させられた。

しかし、京師大学堂は、北京大学として、再生し、『農学报』も存続し、時務学堂出身者が多くが自立軍起義に参加した。

同起義は、未然に発覚し、失敗したかに見えたが、やがてその中から革命派に転ずる者が出て、革命運動に参加したことも、また、変法期における学会、報刊、学堂の設立の影響ということができよう。